

せいかつ ほ ご り よ う 生活保護利用のしおり



せいかつ ほ ご
生活保護とは、にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん ちと せいかつ
日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に
こんきゆう
困窮するすべてのこくみん たい けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう
国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障す
るとともに、せたい じりつ たす もくてき せいど
世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

おびひろしふくしじむしょ
帯広市福祉事務所

おびひろししみんふくしじぶせいかつしえんだい か だい か
(帯広市市民福祉部生活支援第1課・第2課)

目 次

1.	生活保護 ^{せいかつ ほ ご} の要件等	P. 1
2.	生活保護開始 ^{せいかつ ほ ご かいし} までの手続き ^{てつづ}	P. 2
3.	生活保護 ^{せいかつ ほ ご} を受ける方 ^う の権利 ^{かた けんり} と義務 ^{ぎむ}	P. 3
4.	生活保護 ^{せいかつ ほ ご} の種類 ^{しゅるい}	P. 4
5.	収入 ^{しゅうにゅう} の取り扱い ^{と あつか}	P. 6
6.	生活保護費 ^{せいかつ ほ ご ひ} の支給 ^{しきゅう}	P. 7
7.	届出 ^{とどけ} が必要 ^{ひつよう} なもの	P. 8
8.	家庭訪問 ^{かていほうもん}	P. 9
9.	指導指示 ^{しどうしじ}	P. 9
10.	費用返還 ^{ひようへんかん}	P. 9
11.	医療機関 ^{いりょうきかん} の受診 ^{じゅしん}	P. 10
12.	介護サービス ^{かいごさーびす}	P. 10
13.	高等学校等 ^{こうとうがっこうとう} 就学費 ^{しゅうがくひ}	P. 11
14.	高校生等 ^{こうこうせいなど} の収入 ^{しゅうにゅう} （アルバイト等 ^{ある ぼ い ー とう} ）の取り扱い ^{と あつか}	P. 12
15.	子どもの大学 ^{こ だいがく} ・専門学校等 ^{せんもんがっこうなど} への進学 ^{しんがく} 、就職 ^{しゅうしょく}	P. 13
16.	その他 ^た	P. 14

1. 生活保護の要件等

生活保護制度では、次のような資産、能力、その他の制度などあらゆるものを活用していただくことが必要です。

○資産の活用（保護の要件）



預貯金の活用、生命保険の解約、土地家屋・自動車・貴金属などの売却による現金化など、活用が可能な資産がある場合には生活費に充てていただくことがあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められることや、自動車は公共交通機関での通勤が困難な場合や障害のある方の通院など個別の事情によって保有が認められる場合がありますのでご相談ください。

○能力の活用（保護の要件）



稼働年齢層（18歳～64歳）で働く能力のある方は、その能力に応じて働いていただく必要があります。

病気やケガ、その他の理由により働けない方は、その問題解決にあたっていただきます。

○他法制度の活用（保護の要件）



年金や各種手当、医療助成、社会保障制度など、他の法律や制度で活用できるものがある場合には、それらを優先して活用していただきます。

○扶養義務者からの援助の活用（保護に優先）



親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって生活保護の利用ができないということではありません。また、扶養の可能性を調査するために照会を行うことがありますが、長期間音信不通であったり、著しく関係不良である場合など特別な事情がある場合には照会は行いません。

2. 生活保護開始までの手続き

生活保護の開始までは、主に次のような手続きを経ることになります。

なお、個人情報^{こじんじょうほう}は保護^{ほご}されており、相談内容^{そうだんないよう}などを第三者^{だいさんしや}へ提供^{ていきよう}することはありませんので安心^{あんしん}してご相談^{そうだん}ください。

① 相談



生活^{せいかつ}に困^{こま}っている、生活保護^{せいかつほご}について知り^したいと思^{おも}ったら福祉事務所^{ふくしじむしょ}（市役所生活支援室^{しやくしょせいかつしえんしつ}）へご相談^{そうだん}ください。生活保護制度^{せいかつほごせいど}や他の制度^{たのせいど}についてご案内^{あんない}し、問題解決^{もんだいかいけつ}へ向^むけた支援^{しえん}をいたします。

生活保護^{せいかつほご}の申請^{しんせい}の意思^{いし}を確認^{かくにん}された方^{かた}に対して、申請書^{しんせいしょ}等の書類^{しょるい}をお渡^{わた}しいたします。

② 申請



生活保護^{せいかつほご}の申請^{しんせい}の際は、ご本人^{ほんにん}の意思^{いし}を確認^{かくにん}するため保護申請書^{ほごしんせいしょ}を福祉事務所^{ふくしじむしょ}（市役所生活支援室^{しやくしょせいかつしえんしつ}）へ提出^{ていしゅつ}していただきます。（急迫保護^{きゅうぱくほご}など特別な事情^{とくべつじじょう}を除^{のぞ}く。）

調査^{ちようさ}や審査^{しんさ}のために収入^{しゅうにゅう}や資産^{しさん}の状況^{じょうきよう}が確認^{かくにん}できる資料^{しりょう}の提出^{ていしゅつ}をしていただきます。

③ 調査



生活保護^{せいかつほご}の申請^{しんせい}を受けると、世帯^{せたい}の生活状況^{せいかつじょうきよう}等の確認^{かくにん}のため福祉事務所^{ふくしじむしょ}（市役所生活支援室^{しやくしょせいかつしえんしつ}）の担当員^{たんとういん}がご自宅^{じたく}へ訪問^{ほうもん}します。

このほか保護^{ほご}の判定^{はんてい}に伴^{ともな}う調査^{ちようさ}については、資産^{しさん}の活用^{かつよう}、稼働能力^{かどうのうりよく}の活用^{かつよう}、他法他施策^{たほうたせさく}の活用^{かつよう}、扶養義務者^{ふようぎむしや}の援助^{えんじよ}があります。

④ 決定



生活保護^{せいかつほご}の申請^{しんせい}を受け^{じゅり}した日^ひから14日以内^{かいない}に生活保護利用^{せいかつほごりよう}の要否^{ようひ}について判定^{はんてい}し、結果^{けつか}を書面^{しよめん}にて通知^{つうち}します。（特別な事情^{とくべつじじょう}がある場合^{ばあい}には30日以内^{にちいない}となります。）

判定^{はんてい}の方法^{ほうほう}は、国^{くに}が定める基準^{きじゆん}から世帯^{せたい}の最低生活費^{さいていせいかつひ}を計算^{けいさん}し、世帯^{せたい}の総収入^{そうしゅうにゅう}（給与^{きやうよ}、年金^{ねんきん}、手当^{てあて}や仕送り^{しおく}など）と比較^{ひかく}して行^{おこな}います。

⑤ 受給開始



生活保護^{せいかつほご}の開始^{かいし}が決定^{けつてい}すると、保護費^{ほごひ}の支給^{しきゅう}が始^{はじ}まります。

次^{つぎ}の頁^{ぺーじ}から生活保護^{せいかつほご}を利用^{りよう}する際^{さい}に守^{まも}っていただきたいことや、支給^{しきゅう}される保護費^{ほごひ}について説明^{せつめい}します。

3. 生活保護を受ける方の権利と義務

生活保護を受ける方の権利と義務については、生活保護法により以下のように定められています。

○生活保護を利用する方の権利

権利



(第56条)
不利益変更の禁止

正当な理由がない限り、すでに決定された保護を不利益に変更されることはありません。

(第57条)
公課の禁止

保護費については、租税や、その他の公課を課せられることはありません。

(第58条)
差し押さえの禁止

既に給付を受けた保護費または保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

○生活保護を利用する方の義務

義務



(第60条)
生活上の義務

能力に応じて勤労に励み、自ら健康の保持・増進に努め、支出の節約を図るなどして生活の維持・向上に努めていただかなければなりません。

(第61条)
届出の義務

収入や支出など生計の状況に変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは速やかに福祉事務所(市役所生活支援室)に届け出なければなりません。

(第62条)
指示等に従う義務

福祉事務所(市役所生活支援室)から生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

(第63条)
費用返還義務

緊急の場合など、本来生活費に使える資力があってもかかわらず保護を受けたときは、受けた保護に相当する範囲内において返還していただかなければなりません。

4. 生活保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、世帯の必要に応じて国が定めた基準に沿って支給されます。8つの扶助を合算したものを「最低生活費」といいます。

それぞれの支給には支給条件や上限額が定められておりますので、地区担当員にご相談ください。

最低生活費	<p>① 生活扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、衣類、水道光熱費などの日常生活の費用 (障害や児童養育などの特別需要があるとき生活費は加算されます) ・紙おむつや移送費などの臨時的最低生活費(一時扶助)の費用 (被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費など)
	<p>② 教育扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育(小中学校等に限り)の就学の費用 (学用品、教材費や給食費など)
	<p>③ 住宅扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃や地代などの費用 ・転居のときの敷金等、更新料や火災保険料などの費用 ・住宅補修などの住宅維持費用
	<p>④ 医療扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や怪我による医療機関受診の費用(原則、医療機関へ直接払い) ・通院に要する費用(医師が必要と認めた場合) ・眼鏡やコルセットなど治療材料の費用 ・施術の費用
	<p>⑤ 介護扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを受ける費用
	<p>⑥ 出産扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産の費用 (原則として入院助産制度を優先して利用)
	<p>⑦ 生業扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能や資格修得の費用 ・高等学校等の就学の費用 (入学科・入学考査料、教材代や通学交通費など) ・仕事に就くための費用
	<p>⑧ 葬祭扶助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護を受けている方が葬儀を執り行うときの費用 (扶養義務者が行う葬儀は支給対象外となります) ※支給対象となる葬儀は直葬(通夜や告別式を行わない葬儀)のみとなります。

その他

○ 就労自立給付金	・就職により生活保護から脱却したときに支給される費用
○ 進学・就職準備給付金	・子どもが大学等へ進学または就職するときの新生活準備の費用

○生活保護費

最低生活費と世帯の全ての収入（給与や賞与、年金、各種手当や仕送りなど）を対比して、不足分を生活保護費として支給します。

（一般的な例）

最低生活費	(生活扶助) +	収入認定額	生活保護費
	(住宅扶助) +		・給与、賞与 ・年金 ・各種手当 ・仕送り など
	(教育扶助) +		
	(生業扶助)		

※ 収入が最低生活費を上回る場合は、医療費や介護費の支払いに充てていただく場合があります。

○生活費の算定

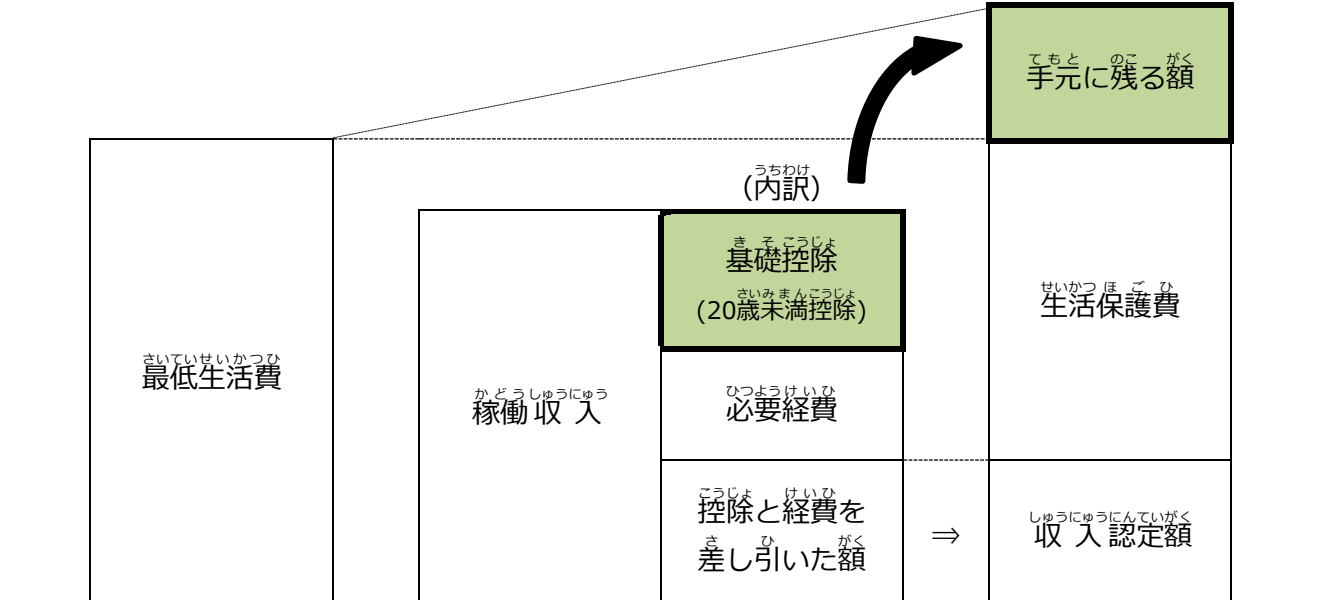
生活扶助のうち毎月必要となる衣食などの経費は年齢に基づく個人別経費、世帯人員に基づく世帯別経費、個人別の特別需要に基づく加算の合算となります。世帯員が施設入所や入院（1ヶ月以上）などの状況にある場合は、定められた基準額を適用するため居宅とは異なった基準額となります。

経常的一般生活費			
基準生活費		+	加算(特別な需要の補てん)
居宅	個人別経費		妊産婦 放射線障害者
	世帯別経費		障害者 児童養育
救護施設等	施設等の基準		介護施設入所者 介護保険料
入院等	入院の基準（1ヶ月以上入院など）		在宅患者 母子
介護施設	介護施設の基準		

5. 収入の取り扱い

○稼働収入

稼働による収入(給与・賞与)を得た場合は、収入額から必要経費(社会保険料などの実費負担分)、基礎控除(働いて得た収入額に応じて定められた額)や20歳未満控除(20歳未満の人が就労した場合)などを差し引いた額を収入として認定します。控除された金額は収入とはみなしませんので、稼働していないときに比べると手元に残る金額が多くなります。



※ 収入申告が遅れたり、虚偽の申告を行った場合には各種控除が受けられなくなる場合があります。

※ 高校生のアルバイト収入については、収入として認定しない取り扱いができる場合があります。

(詳しくは「14. 高校生等の収入(アルバイト等)の取り扱い」をご参照ください)

○稼働収入以外の収入

年金や各種手当による収入、仕送りなどによる収入、財産収入は必要経費を除き実際の受領額を収入として認定します。

そのほか、不動産などの処分による収入や保険金などによる臨時的な収入は必要経費を除いたうえで規定の金額を超えた額を収入として認定します。

※ 原則、借金は認められませんが借入金も収入として取り扱います。

○就労自立給付金

就労収入の取得・増加により生活保護から脱却した場合、それまで負担の生じなかった税・社会保険料等の負担が生じることとなります。そのため、生活保護脱却直後の不安定な生活を支え、着実に自立していただくために、保護受給中の就労収入額のうち一定の額を保護廃止時に支給する制度です。

(上限額 単身世帯 10万円 複数世帯 15万円)

6. 生活保護費の支給

○ 毎月の保護費（定例支給）



生活費、住宅費や教育費など毎月必要となる保護費は、原則として毎月1日に1ヶ月分を前渡しで支給します。（1日が土日、祝日や閉庁日にあたる場合は直前の平日となります。）

日常生活で予想される支出は毎月の保護費の中で賄うこととなります。

○ 臨時の保護費（一時扶助）



臨時の需要に基づく費用（主な臨時費用は下図を参照）の支給に際しては、一定の条件や上限額があるため地区担当員にご相談ください。

臨時の保護費の支給方法は2通りあります。

- ① 定例支給日に合算して支給
- ② 追給支給日に一時扶助のみ支給

（※ 追給支給日は月に4回程度定められています。）

<p>○ 一般生活費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季加算特別基準（傷病、障害による療養のため常時在宅せざるを得ない場合、世帯に乳児がいる場合） ・ 除排雪に要する費用（本人や親族・地域の支援では困難な場合）
<p>○ 移送費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院の際に医師が必要と認めた場合のバス・J・R・タクシー代等 ・ 転居の際の交通費・家具運搬費用等 ・ 障害者支援施設などへの通所費用
<p>○ 被服費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護開始の際に布団がない場合の布団代 ・ 新生児のための寝具・産着・おむつ代 ・ 常時失禁状態にある場合等の紙おむつ代
<p>○ 住宅費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居の際の敷金等 ・ 契約更新の際の更新手数料・火災保険料・保証料
<p>○ 入学準備金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、高等学校に入学する際に必要な費用 ・ （高校は、「13.高等学校等就学費」をご参照ください）
<p>○ 家具什器費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊事用具や食器等（開始等に持合せがないなどの条件あり） ・ 暖房器具（持合せがない場合や住宅設備状況などの条件あり） ・ 冷房器具（エアコン）（熱中症予防が特に必要などの条件あり）

※ これらの項目がすべて支給されるとは限りません。

※ 上記以外の項目でも支給対象となる場合があります。

7. 届出が必要なもの

つぎ ぼあい せいかつじょうきょう へんか 次の場合のように生活状況に変化があったときは、福祉事務所（市役所生活支援室）に速やかに報告してください。

○世帯状況に変化があったとき



- ・世帯に変化があったとき（人数の増減、入学・卒業など）
- ・住所が変わるとき（転居は事前に担当者に相談してください）
- ・就職や退職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得・喪失したとき
- ・病気やケガで医療機関を受診するとき（入院・退院も同様）
- ・その他生活状況に変化があったとき

○収入に変化があったとき



- ・毎月の給与を受けたとき、また、賞与を受けたとき
- ・年金などの公的手当を受けたとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金を受けたとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金を受けたとき
- ・不動産など資産の売却益を受けたとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき
- ・その他上記以外の収入があったとき

※ 収入がない場合でも年1回の申告が必要です。

○資産の状況に変化があったとき



- ・資産（現金・預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券など）の保有状況に変化があったとき
- ・資産の処分、売却、解約などがあったとき

※ 資産については変動がない場合でも年1回の申告が必要です。



とどけて 届出をしなかったときや事実と異なる届出をしたとき



てきせい 保護を実施するために必要な届出をしないことや事実と異なる申告をしたことで不正に保護費を受け取った場合には、受け取った保護費を徹収されるほか、生活保護法や刑法の規定により処罰されることがあります。

8. 家庭訪問



生活状況や健康状態などを把握するために定期的に地区担当員がご家庭を訪問します。困っていることや分からないことがあれば遠慮なくご相談ください。個人の秘密は堅く守りますのでご安心ください。

ご不在の場合は「不在票」を投函しますので、確認次第速やかに地区担当員までご連絡ください。また、正当な理由がなく訪問を拒むことがあった場合は、保護の変更・停止・廃止となる場合があります。

9. 指導指示



「生活保護を利用する方の義務」を守っていただけない場合など、保護の目的達成のために必要と判断した場合には、指導指示を行うことがあります。

指導指示は口頭により行うことを原則としますが、指導指示に従っていただけない場合や、口頭による指導指示が困難な場合などは文書により行うこととなります。

文書による指導指示にも従っていただけなかった場合は、所定の手続きを経たうえで保護の変更・停止・廃止を行うこととなります。

10. 費用返還

次のような場合には支給した保護費を返還してもらうことがあります。

○ 資力がありながら保護を受けた場合の費用返還

本来活用できる資力があるにもかかわらず、急迫した事情等のため保護を受けた場合には、既に支給された保護費を返還していただきます。

例) ・生命保険等の保険金の支払いを受けたとき

- ・交通事故等で損害賠償金を受けたとき
- ・年金、手当等を遡及して受けたとき



○ 不正な方法で保護を受けた場合の費用徴収

故意に届出を怠ったり、虚偽の申告を行い不正に保護を受けたりした場合には、既に支給された保護費を徴収することとなります。この場合、収入を正しく申告した場合に受けられる控除は受けられなくなります。



収入申告額の調査を行います



申告していただいた内容と課税台帳（給与や年金等の収入の情報が記載された内容）が合致しているか調査を行い、合致しなかった場合には収入状況を確認するため勤務先へ照会を行うことがあります。保護廃止後も受給期間を対象に調査を実施します。

1 1. 医療機関の受診



病気やケガで医療機関を受診する場合には「医療券」と「お薬手帳」が必要です。

医療券は福祉事務所（市役所生活支援室）にて発行しますので、受診する前に福祉事務所（市役所生活支援室）までお越しください。

急病等の緊急時や、夜間・休日等事前に医療券を取りに来ることができない場合には、医療機関に生活保護を受給していることを伝えて受診し、その後速やかに地区担当員に連絡してください。

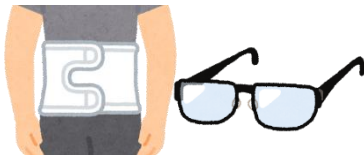
医療券の代わりにマイナンバーカードを持参することで治療を受けることができます。ただし、地区担当員への受診の事前連絡と、マイナポータルでマイナンバーカードの医療券としての利用登録が完了していること、医療機関が医療扶助オンライン資格確認に対応していることが必要になります。

お薬手帳は外出時に持参していない場合や急病等の緊急時を除き、医療機関への提示が必要となります。

会社等の健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証等をお持ちの方は、併せて提示し受診してください。

お薬は原則後発医薬品（ジェネリック医薬品）となります。自分の希望で先発医薬品に変えることはできません。お薬が体に合わない場合、医師等にご相談ください。

○治療材料



治療の一環として、眼鏡・コルセット・歩行補助杖等が必要になった場合には、耐用年数等の条件を満たせば給付できます。

申請が必要となりますので、地区担当員までご相談ください。

○施術



柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうの治療の給付には条件がありますので事前に地区担当員にご相談ください。

1 2. 介護サービス



○65歳以上の方

介護認定を受けた後に必要な介護サービスを利用することができます。サービス利用時の自己負担分（利用額の1割）は介護扶助として支給されます。

○40歳以上65歳未満の方

特定疾病（脳血管疾患・初老期認知症等16種類）が原因で介護が必要となった方も、介護認定を受けた後に65歳以上の場合と同様の介護サービスを介護扶助で利用することができます。

ただし、障害サービスと介護サービスが重複する場合は障害サービスの利用が優先されます。

13. 高等学校等就学費



高等学校等の受験・入学・就学に要する費用のうち、以下のものは保護費の支給対象となりますので事前に地区担当員にご相談ください。申請にあたっては、保護変更申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添付し申請してください。

○保護費で支給できるもの

費目	金額	内容	提出書類
入学考査料	1校につき30,000円以内	複数校受験した場合は原則2校目まで支給	領収書
入学料	全日制 5,650円 定時制 2,100円	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額	合格通知
入学準備金	年額118,200円以内	入学時に購入する学校指定用品 〔学生服・通学用かばん・靴・ワイシャツ・体育着など〕	入学のしおり 領収書
		成長・損耗・災害による買い替え 〔学生服・通学用かばんのみ〕	領収書
基本額	月額7,300円	学用品・通学用品等の購入費用	入学のしおり (入学年度)
学級費	月額2,170円以内	学級費・生徒会費・P T A会費 〔上記基本額で賄えない場合〕	経費の確認できる資料 (在学年度)
教材代	実費	正規の教材として使用する教科書・副読本的図書・ワークブック・和洋辞典・楽器の購入費用	購入教材の一覧 領収書
学習支援費	年額101,000円以内 (※合宿・大会参加等の特別な事情が認められた場合 年額131,300円以内)	クラブ活動費用 (道具類の購入・部費・交通費・合宿及び大会参加費用 (参加費・交通費・宿泊費含む)) 地域活動・ボランティア活動に伴い徴収される実費相当分	経費の確認できる資料 領収書
交通費	通学に必要な最小限度の額	通学に必要なバス・J Rの定期券代、自転車の購入費用等	定期券のコピー 自転車購入の領収書

※ 私立高校へ進学する場合も公立高校に準じた額の支給となりますのでご注意ください。

※ 修学旅行費・学習塾代等は支給対象とはなりませんので、高校生本人のアルバイト収入や貸付金等で賄うこととなります。アルバイト収入の取り扱いについては、「14. 高校生等の収入(アルバイト等)の取り扱い」を確認してください。

14. 高校生等の収入（アルバイト等）の取り扱い

高等学校等に就学しながら得た収入のうち、条件を満たすものは収入として取り扱わないことができます。保護費では賄うことができない高等学校等に要する経費や支給対象外の経費に充てる場合、就労や進学などに備えた経費を貯蓄することが認められた場合が該当します。

① アルバイト等の開始



アルバイト等を開始するときは福祉事務所（市役所生活支援室）へ申告が必要ですが、通常は収入を得ると保護費が減額されますが、高校生等の収入であれば保護費を減額しない取り扱いとすることができます。そのため、高等学校等に要する経費が確認できる書類、将来のために貯蓄することを申し出る書類の提出をしていただきます。

② 収入申告



アルバイトをして賃金を得たときは、福祉事務所（市役所生活支援室）へ収入申告書と明細書などを提出していただきます。

※ 未申告の場合、未申告であったアルバイト代全額を徴収されることとなりますので、申告を忘れないよう留意してください。

③ 収入の取り扱い

申告されたアルバイト代から各種控除などを計算し、保護費算定のうえで「収入」として取り扱う金額を決めます。

アルバイト代			
基礎控除	20歳未満控除	必要経費	収入
(自由に使うことができる分)			

(例)

アルバイト代	50,000円
控除・必要経費	33,000円
基礎控除	18,400円
20歳未満控除	11,600円
必要経費	3,000円
収入	17,000円
(自由に使える分)	30,000円

「収入」の取り扱いは3通りあります。

<p>(1) 就学経費への充当</p> <p>高校就学に要する経費 保護費で支給 不足</p> <p>不足を補うまで</p> <p>収入</p>	<p>(2) 将来への貯蓄</p> <p>就職・進学のため貯蓄</p> <p>計画金額到達まで</p> <p>収入</p>	<p>(3) 世帯の生活費</p> <p>最低生活費</p> <p>世帯収入 保護費</p> <p>世帯収入 収入 保護費</p>
<p>※ 保護費への影響なし（収入認定から除外）</p>		<p>※ 保護費減額（収入として認定）</p>

- 高等学校等就学費に要する経費確認のため諸経費が記載されている書類の提出が必要です。支給対象外の経費には修学旅行費や学習塾代などがあります。
- 就職や進学のためなどの経費を貯蓄するためには「自立更生計画書」の提出が必要です。また、目的外の使用があった場合は、使用した費用を返還していただくことになります。

15. 子どもの大学・専門学校等への進学、就職

生活保護を受けながら大学や専門学校等へ進学することは認められていません。そのため、大学等に進学する場合には生活保護の対象から外れることとなり、生活費や医療費、就学に要する費用はアルバイト収入や奨学金制度を活用して賄うこととなります。進学時の負担軽減のため平成30年4月以降に進学した場合は「進学準備給付金」が支給されるようになりました。

その後、支給対象が令和6年1月以降に高校卒業後就職した子どもに対しても広がり、「進学・就職準備給付金」として新生活立ち上げの費用が支援されます。

進学した場合には居住実態が親と「別居」または「同居」により、世帯の取り扱いなど異なる点がありますので下記を参考にしてください。

【世帯の考え方】

原則、同一の住居に居住し生計を一にしている者は、同一世帯員として認定する。

夫婦と子どもの世帯

子どもが進学

	別居（子どもが転出）	同居
世帯の認定	夫婦世帯：保護が継続している世帯 子ども世帯：転出により保護を廃止	夫婦世帯：保護が継続している世帯 子ども世帯：保護を利用しない世帯 ⇒世帯分離（同居だが別世帯として扱う）
扶助費	生活扶助：夫婦2人世帯の算出 住宅扶助：2人世帯の上限適用	生活扶助：夫婦2人世帯の算出 住宅扶助：3人世帯の上限適用 ※世帯分離適用期間に限る
進学・就職準備給付金	30万円	10万円
留意事項	なし	月々、子どもの収入申告は不要 ※毎年1回、世帯分離の判定時のみ必要

進学時子どもは生活保護が廃止となるため、医療保険制度への加入など必要な手続きがあります。詳しくは地区担当員へご相談ください。

16. その他

○減免制度

生活保護を利用している方は、以下のような各種減免が受けられます。詳しい手続きは地区担当員にお尋ねください。

- ・ 国民年金保険料
- ・ 市道民税
- ・ 固定資産税
- ・ N H K 放送受信料 等

○不服申し立て

福祉事務所（市役所生活支援室）の決定に不服があるときは、地区担当員にお尋ねください。それでも納得できない場合は、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に北海道知事に審査請求ができます。

○民生委員

各地域には生活に困っている方の相談にのってくれる民生委員がいます。福祉事務所（市役所生活支援室）と協力関係にありますので、お近くの民生委員にもご相談ください。

○自動車の保有

自動車の保有は原則認められず、また、他人名義の自動車を運転することも認められません。

ただし、公共交通機関の利用が困難などの条件によっては、通勤や障害のある方の通院等のために使用が認められる場合がありますので、事前に地区担当員にご相談ください。

○暴力団員

暴力団員であったり暴力団活動に関わっていたりする場合は、保護の要件を満たさないため生活保護の利用は認められません。

【お問い合わせ先】

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市市民福祉部生活支援室生活支援第1課・第2課

保護第1係	0155-65-4154
保護第2係	0155-65-4155
保護第3係	0155-65-4156
保護第4係	0155-65-4157
保護第5係	0155-65-4185
保護第6係	0155-65-4174

令和8年4月改定